

第1章 計画の見直しと位置づけ

1. 計画の見直しと目的

無電柱化は都市の防災機能の向上、安全・円滑な通行空間の確保、景観形成・観光振興を目的とした施策であり、群馬県の無電柱化を計画的かつ迅速に推進するため、2019年に「群馬県無電柱化推進計画2019」を策定しました。

これまで本計画に基づき、無電柱化を推進してきましたが計画策定から5年が経過したことや、国の「無電柱化推進計画（令和3年5月）」が策定されたこと、群馬県の県土整備分野における最上位計画である「ぐんま・県土整備プラン2025」の改定を踏まえ、計画の見直しを行なったものです。

災害時にも機能する強靱な道路ネットワークの構築による災害時の救助・復旧活動の円滑化、安全で快適な歩行空間や自転車通行空間の形成及び、群馬県の観光資源や歴史・文化遺産と一体となった魅力ある景観づくりを目的として、道路管理者と電線管理者の官民連携による無電柱化の推進を目指します。

【 本県での自然災害による電柱倒壊の被害例 】



大型台風による電柱倒壊
(2019年(令和元年)台風15号 県道東御孺恋線)

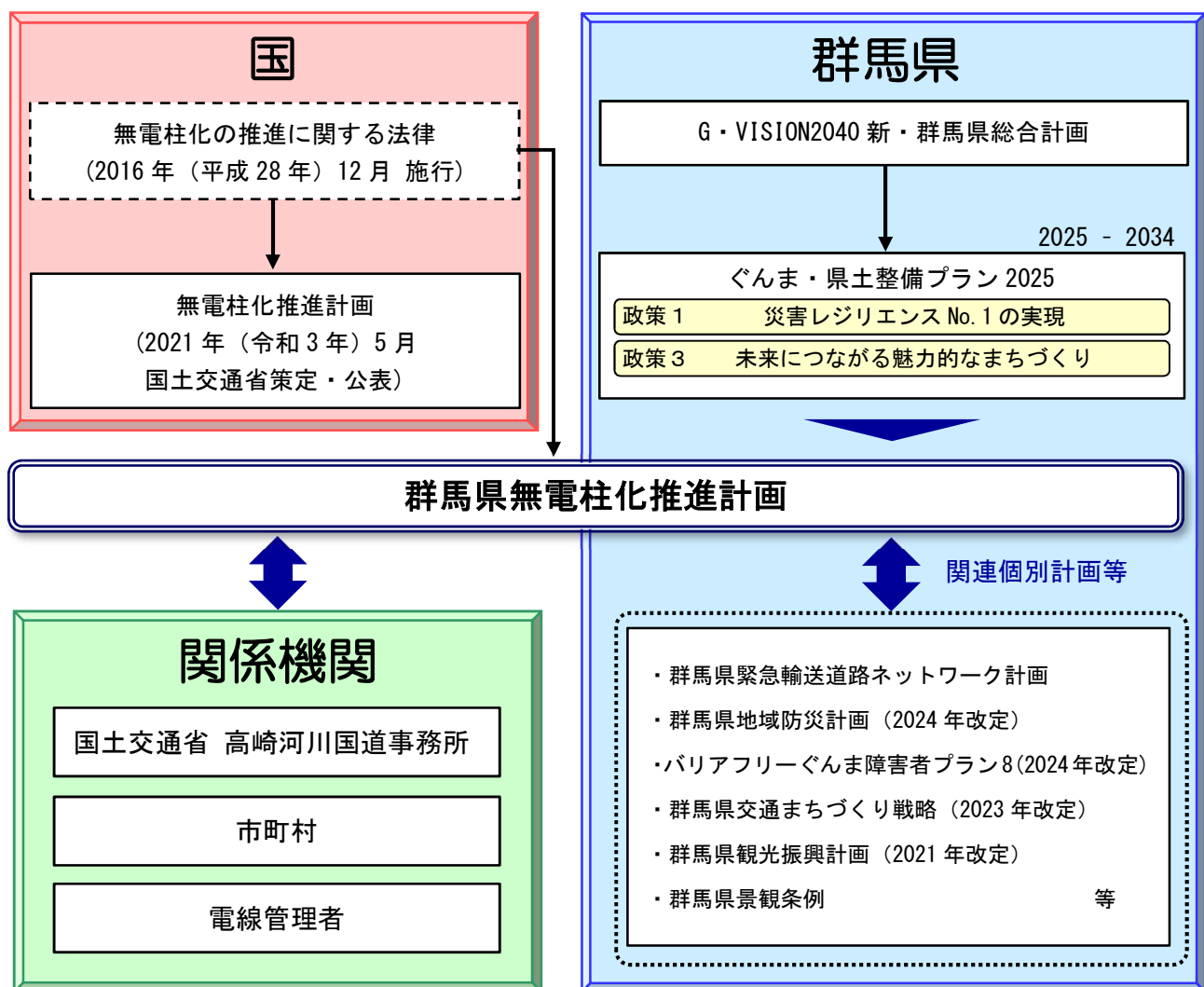
【無電柱化の定義】

電線を地下に埋設することその他の方法により、電柱又は電線（電柱によって支持されるものに限る）の道路上における設置を抑制しおよび道路上の電柱又は電線を撤去すること。（「無電柱化の推進に関する法律」より）

2. 位置づけ

(1) 本計画の位置づけ

本計画は、「無電柱化の推進に関する法律」の第8条に規定される「無電柱化推進計画」として、県政運営の羅針盤となる「G・VISION2040 新・群馬県総合計画」、群馬県の社会資本整備に関する基本的な考え方をまとめた「ぐんま・県土整備プラン 2025」の取組に位置づけている無電柱化事業を、群馬県全体で一層推進することを目的として、今後における各道路管理者の具体的な方針を示すものです。



【群馬県無電柱化推進計画の位置づけ】

(2) 計画対象路線と計画期間

①計画対象路線

本計画では、群馬県全域における国道、県道および市町村道を計画対象路線とします。

(計画・事業中の新設道路も含む)

②計画期間

本計画は、2025 年度（令和 7 年度）～2034 年度の 10 年間を対象とし、無電柱化の推進に関する基本方針、整備方針、実施計画を定め、概ね 5 年毎に見直しを行うものとします。